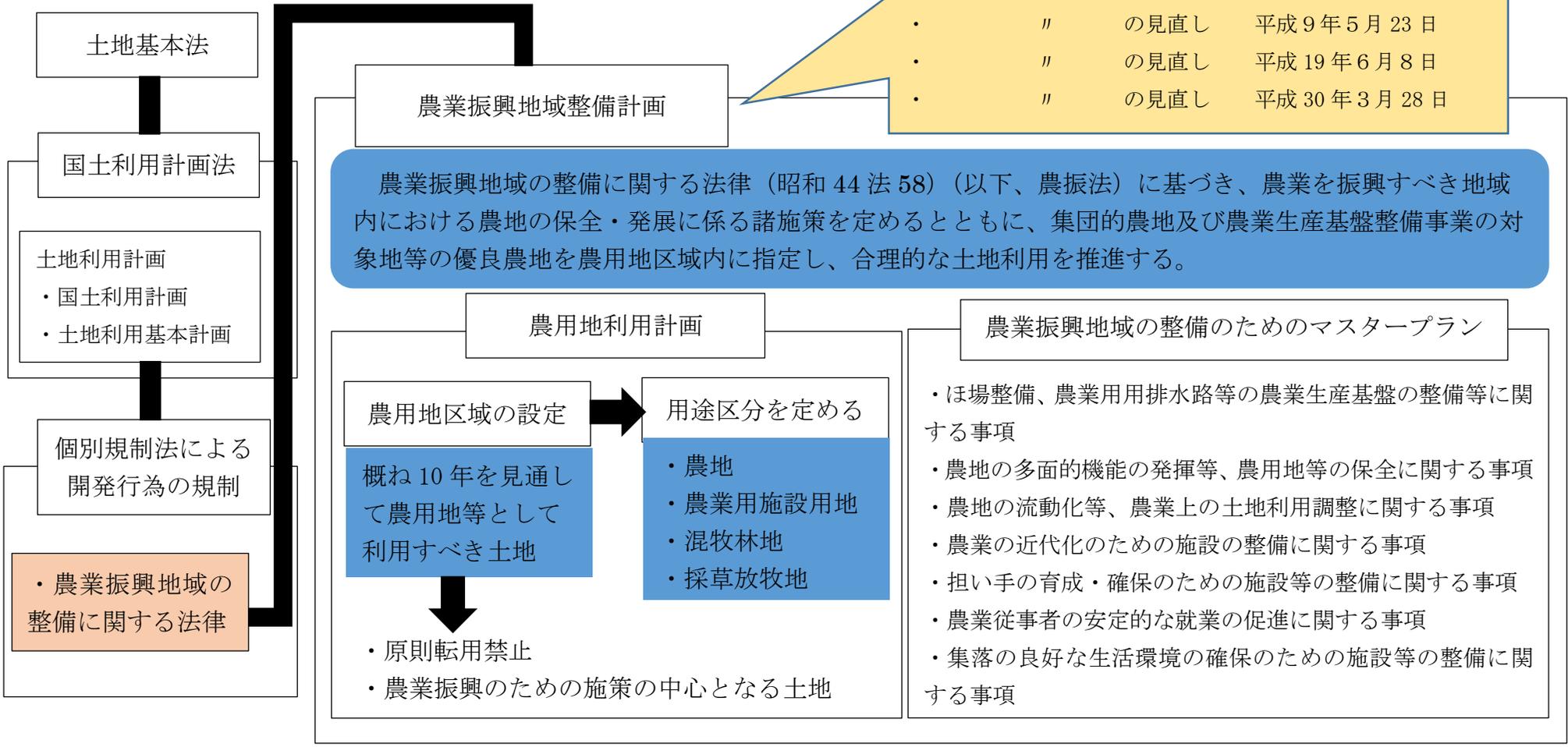


農業振興地域制度について

【会津若松市の策定経過】

・農業振興地域の指定	昭和45年12月28日
・農業振興地域整備計画の策定	昭和47年11月20日
・〃〃の見直し	昭和51年2月23日
・〃〃の見直し	昭和61年2月14日
・〃〃の見直し	平成9年5月23日
・〃〃の見直し	平成19年6月8日
・〃〃の見直し	平成30年3月28日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44法58）（以下、農振法）に基づき、農業を振興すべき地域内における農地の保全・発展に係る諸施策を定めるとともに、集团的農地及び農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地を農用地区域内に指定し、合理的な土地利用を推進する。



土地基本法

国土利用計画法

土地利用計画
・国土利用計画
・土地利用基本計画

個別規制法による
開発行為の規制

・農業振興地域の
整備に関する法律

農業振興地域整備計画

農用地利用計画

農用地区域の設定
概ね10年を見通して
農用地等として
利用すべき土地

用途区分を定める
・農地
・農業用施設用地
・混牧林地
・採草放牧地

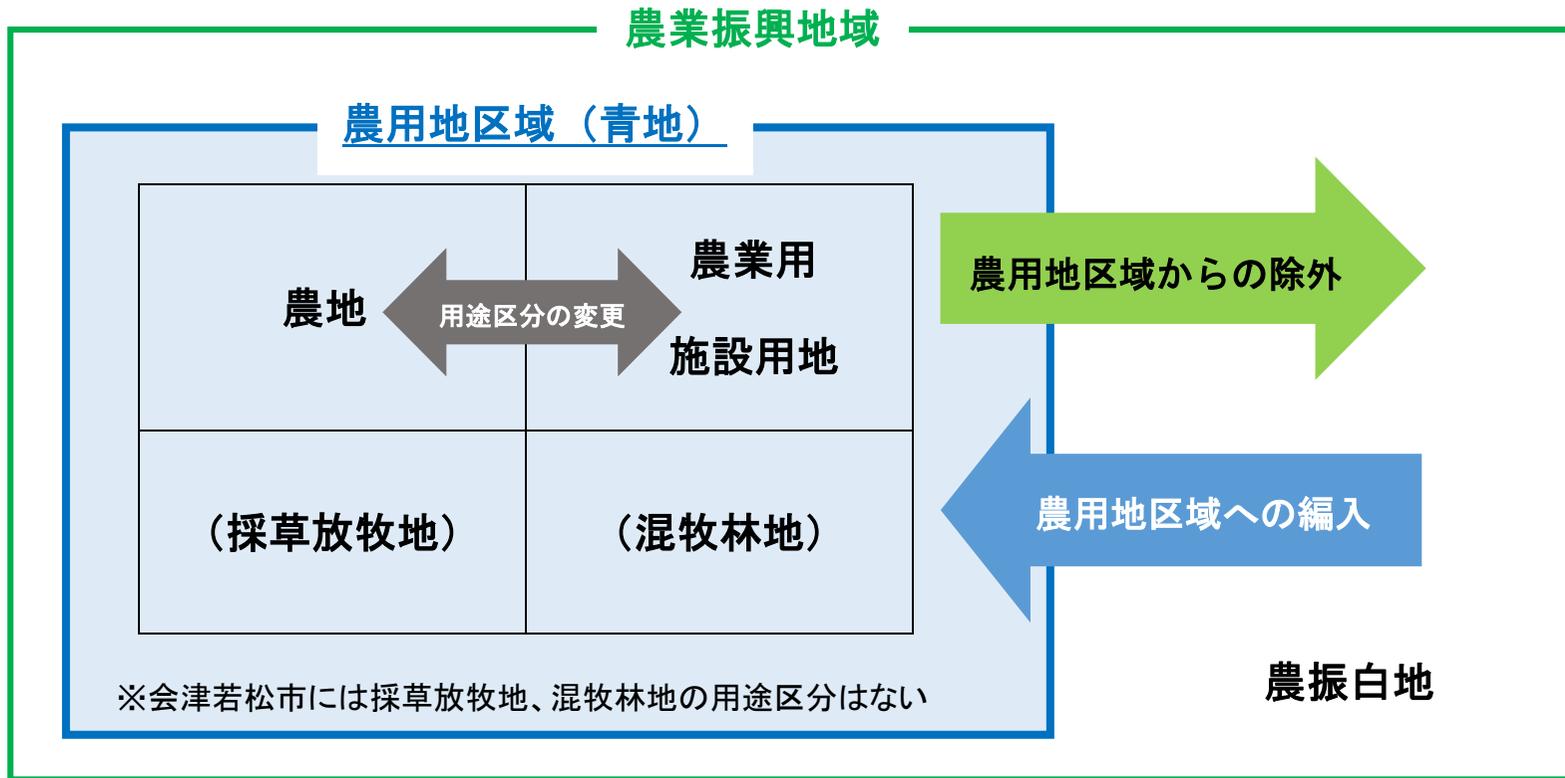
・原則転用禁止
・農業振興のための施策の中心となる土地

農業振興地域の整備のためのマスタープラン

- ・ほ場整備、農業用排水路等の農業生産基盤の整備等に関する事項
- ・農地の多面的機能の発揮等、農用地等の保全に関する事項
- ・農地の流動化等、農業上の土地利用調整に関する事項
- ・農業の近代化のための施設の整備に関する事項
- ・担い手の育成・確保のための施設等の整備に関する事項
- ・農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項
- ・集落の良好な生活環境の確保のための施設等の整備に関する事項

農業振興地域のイメージ

会津若松市域



農用地区域の設定要件（以下の土地については農用地区域に設定）

- ア 10ha 以上の集団的な農用地
- イ かんがい排水施設の新設・変更や区画整理などの土地改良事業などの対象地
- ウ ア・イの保全または利用上必要な施設に供される土地（農業用排水路などの土地改良施設）
- エ 2ha 以上または、ア・イに隣接する農業用施設用地
- オ その他、地域の農業振興の観点から農用地区域に含めるべき土地（果樹団地、棚田、農業振興関連事業の対象地など）